

スポーツドームトレーニング室

社会体育施設の遵守すべき事項

□以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせることを

□体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場）

□同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

□過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）

※スポーツ時は、マスクの着用は利用者等の判断とする。

□密を避けるために利用人数は8名までと制限を実施し、1時間毎に入れ替えをおこなう。

利用時間は消毒の時間を考慮し、下記のとおりとする。

8：00～9：00、9：15～10：15、10：30～11：30、11：45～12：45

13：00～14：00、14：15～15：15、15：30～16：30、16：45～17：45

18：00～19：00、19：15～20：15、20：30～21：30

□利用はすべて予約制にする。

※定員に達していない場合は予約なしで利用可能とする。

※連続して利用する場合は、次の予約に空きがある場合に限り1時間延長することができる。

□こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

□他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

□利用中に大きな声で会話、応援等をしない

□感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

□利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

□施設利用前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること。

□休憩スペースでは、距離を取って座ること。

□タオルの共用はしないこと

□共有するスポーツ器具については、利用後は消毒をおこなう。